

入 札 公 告

沖縄県が発注する県税事務用端末機器等に係る賃貸借契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 2 日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
県税事務用端末機器等の賃貸借（設定業務及び保守を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 賃貸借期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和 8 年 10 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
- (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、O A 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関して直近 3 事業年度以上の営業実績を有していること。
- (5) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 県税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 社とし、各構成員は 2 (1)、(4)～(11)に該当する者であること
 - ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - エ 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2 社の場合にあっては 30 パーセント以上、3 社の場合にあっては 20 パーセント以上でなければならない。
 - オ 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。

カ 共同企業体として 2(2)及び(3)の要件を満たすこと。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するもの及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(3)イに掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書（契約から排除されるべき者でないことの誓約）

ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 沖縄県が発行する県税の滞納がないことの証明書

カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

キ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し、直近 3 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

ク 端末機器等の機能等証明書

ケ 共同企業体入札参加資格確認申請書 ※共同企業体を結成する場合のみ

コ 共同企業体協定書 ※共同企業体を結成する場合のみ

サ 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことが分かる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

（例）

- ・労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）
- ・納付書・領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合からの領収書等
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

シ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことが分かる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

（例）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納付書・領収証書（領収印があるもの）
- ・領収済通知書（領収印があるもの）
- ・社会保険料納入証明書
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

ス 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）

(2) 留意事項

- ・ウ、オ、カについては、直近 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。
- ・キについては、直近 3 事業年度以上の営業実績を有していることが確認できるように、令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度における営業実績（契約書の写し等）を各 1 部ずつ提出すること。なお、当該営業実績のうち、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体からの受注実績があれば、これを優先して提出すること。
※受注実績書類については、入札保証金、契約保証金の免除に係る手続きと異なり、全契約期間が満了している必要はない。

(3) 申請書等の配付場所及び入手するための手段、提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

ア 申請書等の配付場所及び入手するための手段

4(3)イの場所で配付又は沖縄県ホームページ公募・入札情報からダウンロードすること。

イ 提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

沖縄県庁舎 5 階 総務部税務課企画徴収班

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2101

E-mail: aa007005@pref.okinawa.lg.jp

(4) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 10 月 20 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

5 入札参加資格の審査結果

直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有する者が 3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県税事務用端末機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り適用する。

10 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間

この公告の日から令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）まで

(2) 場所

沖縄県ホームページ及び沖縄県総務部税務課執務室内

11 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時 令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）午前 10 時

(2) 場所 沖縄県庁舎 5 階第 2 会議室

12 入札保証金

見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき

は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合（沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 1 号）
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする契約を 2 回以上締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は地方公共団体が証明する書面を提出する場合（沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 3 号）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

14 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間
この公告の日から令和 8 年 10 月 20 日（火曜日）午後 5 時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所
沖縄県ホームページ及び税務課執務室内

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部税務課企画徴収班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2101

17 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

18 入札の条件

当該入札に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において沖縄県の歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。

19 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問
質問事項がある場合は、質問票にて令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）午後 5 時までに 4 (3)イに記載のメールアドレスあて送付すること。質問事項への回答については、令和 8 年 10 月 14 日（水曜日）午

後 5 時を目処に沖縄県ホームページに掲示する。質問がない場合は掲示しない。

(2) 入札書の提出の方法

入札書は、郵送による場合を除き、11(1)の日時までに 11(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。

＜郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法＞

ア 期限 令和 8 年 10 月 29 日（木曜日）正午

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎 5 階総務部税務課に提出すること。

(4) 入札説明会 実施しない。

(5) 最低制限価格 設定しない。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。